



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月 2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 公安委員会規則

\*12 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則

### ○ 告示

- 799 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 800 " ( " )
- 801 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 802 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 803 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 804 保安林の指定 (森林整備課)
- 805 " ( " )
- 806 " ( " )
- 807 " ( " )
- 808 " ( " )
- 809 基本測量の実施 (技術調査課)

### ○ 公安委員会告示

36 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級及び交通誘導警備業務2級検定の実施

### ○ 選挙管理委員会告示

- 53 政治団体の設立の届出
- 54 政治団体の届出事項の異動の届出

### ○ 正誤

平成21年3月26日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第3号中

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第12号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則を次のように定める。

平成21年6月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の規定による診断を行う医師の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

(医師の指定)

第2条 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	施行令第5条の2第3号に定める病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者	介護保険法第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 前項の規定により医師を指定する期間は、3年以内とする。ただし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第3条 公安委員会は、前条第1項の規定により医師を指定したときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第799号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年8月11日まで縦覧に供する。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 申請年月日

平成21年6月11日

2 名称

特定非営利活動法人WINコンコード

3 代表者の氏名

後藤芳則

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市橋下23番地 N4ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県下の大学に留学している大学生および大学院生等(以下「留学生等」という)に対し、生活上の支援や、情報の提供及び地域社会や文化とのふれあい、交流の機会を提供することにより留学生等が安心して快適な留学生を送り、和歌山に対する関心や興味を喚起し、愛着や魅力を感じてもらうとともに、地域住民と相互理解を深め、多様で豊かな文化環境の醸成と、ヒューマンネットワークの構築に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第800号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年8月17日まで縦覧に供する。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成21年6月16日

2 名称

特定非営利活動法人地域密着型サービスケアネット和歌山

3 代表者の氏名

室みち子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市山口西385番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、認知証ケアに係わる全ての人に対して、研修、相談援助、交流、情報提供に関する事業を行う事とし、介護サービス事業所で働くケア者の質の向上につなげる事業も行う。また、社会一般の人に対して認知証の理解や支援を求める啓発事業を行い、高齢者や認知証の人とともに誰もが安心して暮らせる地域と社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第801号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年6月16日指定した。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	Young Love Comic アヤ 7月号	18815-07	宙出版
コミック	恋愛熱情ラブパッション 7月号	09657-07	一水社
コミック	Sweet プチ 7月号	15487-07	笠倉出版社
月刊誌	裏モノJAPAN 7月号	01805-7	鉄人社
月刊誌	ブレイクマックス 7月号	18011-07	コアマガジン
雑誌	お宝ガールズ 7月号	02257-07	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 7月号	15279-07	コアマガジン
月刊誌	劇画マッドマックス 7月号	03369-07	コアマガジン
月刊誌	ブブカ 7月号	17885-07	コアマガジン
月刊誌	月刊エンタメ 7月号	02053-07	徳間書店
月刊誌	エキサイティングマックス! 7月号	02091-7	ぶんか社
雑誌	ENJOY MAX 7月号	01901-07	笠倉出版社
月刊誌	決定版! XX 7月号	13319-7	ミリオン出版
雑誌	BLACK BOX vol.32	17843-7	三英出版
雑誌	黄金のGT vol.3	02060-07	ZERO TO ONE
月刊誌	実話ナックルズ 7月号	04877-7	ミリオン出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 7月号	06681-7	竹書房
月刊誌	ピンキーマガジン 6月号	不明	H(アッシュ)
雑誌	芸能アイドル裏JAPAN vol.1.18	62872-40	ブレインハウス
雑誌	衝撃のXXX	13320-7	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第802号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100390	障害者支援施設ビンセント療護園	短期入所	事業所の名称	身体障害者療護施設ビンセント療護園	障害者支援施設ビンセント療護園	平成21.4.1

和歌山県告示第803号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第1

6条第1項の規定により公告する。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第653号	米ぬか油かす及びその粉末	脱脂糠	窒素全量2.5 りん酸全量4.0 加里全量1.5	該当なし	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94番地	平成27.7.19

和歌山県告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字糸川字岩原851、856から858まで、866の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字直柱字地下平5から12まで、16、27から36まで
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第805号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町美里字下モ地37
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

和歌山県告示第807号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字大野字福地之関3520の2、3522の2、3524の1、3524の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第808号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字田垣内字大ダハ1991(次の図に示す部分に限る。)、大字熊瀬川字コイノコ769、大字西中野川字小以之川1658、1663(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第809号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通

知があったので、次のとおり公示する。

平成21年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備業務)
- 2 作業期間 平成21年7月28日から平成22年3月26日まで
- 3 作業地域 岩出市、由良町

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示36号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成21年6月26日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

- 1 実施する検定の種別及び級の区分

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級
- (3) 交通誘導警備業務2級

- 2 実施日時、場所及び定員

種別及び級の区分	日 時	場 所	定員
雑踏警備業務1級	平成21年10月7日(水) 午前9時から午後5時まで	和歌山県岩出市 高塚513番地 有限会社岩出カ ースクール	20名
交通誘導警備業務2級(1回目)	平成21年10月14日(水) 午前9時から午後5時まで		20名
雑踏警備業務2級	平成21年10月28日(水) 午前9時から午後5時まで		20名
交通誘導警備業務2級(2回目)	平成21年11月25日(水) 午前9時から午後5時まで		20名

- 3 検定の内容

- (1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1) 及び次のア又はイに該当するもの

- ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 受検を希望する者は、次の申出期間内に、(2) の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安

全企画課（検定受付専用電話：073-423-3344）に対し、受検希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは、受付を締め切る。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成21年8月10日（月）から同月12日（水）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）
交通誘導警備業務2級（1回目）	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級（2回目）	平成21年10月19日（月）から同月21日（水）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受検希望者1名の事前申出を受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受検を希望する者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- エ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問い合わせ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等の提出に関する手続

(1) 検定申請書等の提出期間

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務1級	平成21年9月2日（水）から同月4日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）
交通誘導警備業務2級（1回目）	
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級（2回目）	平成21年10月29日（木）から同月30日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）

(2) 検定申請書等の提出先

- ア 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署（その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への提出も可とする。）
- イ 県外在住警備員は、その所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出する検定申請書等

6の(1)により検定申請書等を提出することとなった者は、(1)の検定申請書等提出期間内に次の書類を(2)の該当する警察署に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合は、検定申請者に予定していることを無効とする（提出期間内に検定申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。）。

ア 検定申請書

イ 検定申請書の添付書類

（ア）顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

（イ）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）等） 1通

（ウ）和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者で警備員である者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（エ）（イ）及び（ウ）に該当する者が検定申請書等を、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合は（イ）の書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合は（ウ）の書面を添付すること。

ウ 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

イの添付書類のほか、（ア）又は（イ）の書類を添付すること。

（ア）2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に

従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業従事証明書又は誓約書）

（イ）公安委員会が（ア）と同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定証）の写し

エ 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙にて納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	

8 問い合わせ先

検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（以下「生活安全企画課警備業係」という。電話番号 073-423-0110 内線 3028）又は最寄りの警察署の生活安全（刑事）課まで行うこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて生活安全企画課警備業係に行うこと。

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年6月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日高川町を愛する会	林保行	伊奈通博	日高郡日高川町大字小熊3234	平成21.4.13
入口誠後援会	池田洋一	藤田弘	日高郡日高川町平川299	平成21.5.1

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年6月26日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
舟瀬亨後援会	代表者	溝上一馬	山口定雄	平成21.4.22	政治団体	

	主たる事務所の所在地	有田郡広川町唐尾1118	有田郡広川町唐尾1116	平成21.4.22	政治団体	
高田英亮後援会	代表者	奥一郎	原稔	平成21.4.28	政治団体	
谷口和樹後援会	主たる事務所の所在地	田辺市鮎川597-6	田辺市鮎川658-5	平成21.5.18	政治団体	
谷本たつや後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市島崎町二丁目64	和歌山市善明寺360-3	平成21.5.29	政治団体	
和歌山県商工政治連盟	代表者	森田敏行	岩崎建男	平成21.6.2	政治団体	
	会計責任者	蓬臺孝紀	相葉栄樹	平成21.6.2	政治団体	
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	代表者	杉本哲也	田坂瀧男	平成21.6.2	政治団体	
日本薬業政治連盟 和歌山県支部	代表者	西面久之	上田隆一	平成21.6.3	政治団体	
	会計責任者	上田隆一	小畑裕司	平成21.6.3	政治団体	
自由民主党和歌山県港運支部	会計責任者	紺野剛	東野勝	平成21.6.5	政党支部	
和歌山県海事運輸政策研究会	会計責任者	紺野剛	東野勝	平成21.6.5	政治団体	
泉信也和歌山県港運支部後援会	会計責任者	紺野剛	東野勝	平成21.6.5	政治団体	
自由民主党和歌山県内航海運支部	代表者	小林道明	田廣芳弘	平成21.6.8	政党支部	
	会計責任者	紺野剛	東野勝	平成21.6.8	政党支部	
泉信也和歌山県内航海運後援会	代表者	小林道明	田廣芳弘	平成21.6.8	政治団体	
	会計責任者	紺野剛	東野勝	平成21.6.8	政治団体	

正 誤

正 誤

平成21年3月26日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第3号中

ページ	段	行目	誤	正
5	左	下から6	改め	、「40時間」を「38時間45分」に改め